

○あま市訪問入浴サービス事業実施要綱

平成22年3月22日

告示第78号

改正 平成24年3月30日告示第57号

平成25年3月29日告示第56号

平成26年6月24日告示第116号

平成27年12月28日告示第168号

平成28年3月25日告示第45号

平成29年3月8日告示第25号

平成29年11月10日告示第168号

平成31年3月1日告示第21号

令和3年3月26日告示第53号

令和4年3月25日告示第49号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項の規定に基づき、家庭において自力又は家族のみで入浴困難な身体障がい者及び身体に障がいのある児童（以下「身体障がい者等」という。）の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）の実施主体は市とし、その事業の全部又は一部の適切な事業運営ができるとしてあらかじめ登録を受けた社会福祉法人等においても行うことができるものとする。

(事業の登録等)

第3条 事業の登録を受けようとする社会福祉法人等の長は、あま市地域生活支援事業者の登録等に関する要綱（平成26なあま市告示第111号）に定めるあま市地域生活支援事業者登録（更新）申請書に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、審査の上、登録の可否を通知するものとする。

(実施基準)

第4条 前条第2項の規定により登録の通知を受けた者（以下「事業者」という。）は、サービスを適切に提供することができるようあま市地域生活支援給付事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成26年あま市告示第112号）その他の必要な基準を遵守しなければならない。

（事業の内容）

第5条 事業の内容は、月15回を限度として、身体障がい者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護を行うこととする。

（対象者）

第6条 事業を利用することができる者は、市内に住所を有する身体障がい者等であつて、身体障害者手帳に下肢、体幹又は内部機能の障がいの程度が1級、2級又は3級である者として記載されたものとする。

2 介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する被保険者であつて、同法第27条第7項に規定する要介護状態に該当する者は、前項によらず、事業を利用することはできない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

（利用の手続）

第7条 事業を利用し、又は利用の変更をしようとする身体障がい者又は身体に障がいのある児童の保護者（以下「申請者」という。）は、訪問入浴サービス事業利用（変更）申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、事業を利用しようとする身体障がい者等（以下「利用者」という。）の障がいの状況及び家庭環境等を審査の上、訪問入浴サービス事業利用決定等通知書（様式第4号）により申請者に通知し、併せて、その旨記載した受給者証を交付するものとする。

3 事業を利用しようとする申請者は、事業者に前項の受給者証を提示して事業の提供を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

（住所等の変更）

第8条 申請者は、住所、氏名等に変更が生じたときは、申請内容変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（利用の辞退）

第9条 申請者は、利用者が次の各号のいずれかに該当することにより事業の利用を辞退しようとするときは、訪問入浴サービス事業利用辞退届（様式第6号）を市長に提出し

なければならない。

- (1) 利用者が事業の利用を中止したとき。
- (2) 利用者が死亡し、又は市外へ転出したとき。
- (3) 第6条第2項に規定する者に該当したとき。
- (4) その他利用が困難な理由があるとき。

(費用の徴収)

第10条 申請者は、別表に定める事業の利用に係る費用（以下「利用料」という。）を事業者を支払わなければならない。

- 2 申請者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問入浴サービスを行う場合のそれに要する交通費及び利用者の希望により提供される特別な浴槽水等に係る費用のうち申請者に負担させることが適当な経費は、全額申請者の負担とする。

(実績報告)

第11条 事業者は、毎月の事業実施状況を訪問入浴サービス事業実施報告書（様式第7号）に利用の内訳を明らかにする書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(給付金)

第12条 市長は、利用者が受給者証に記載の範囲内において事業者からサービスの提供を受けたときは、申請者に対し、利用料のうち次項に定める額を給付金として支給する。

- 2 前項の給付金の額は、申請者の要件に応じ、1月につき、次の各号のいずれかに掲げる額とする。

- (1) 生活保護受給者、市民税世帯非課税者（申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者（第7条第2項の規定により同項に規定する受給者証の交付を受けた身体障がい者にあつては、その配偶者に限る。）が事業の利用があつた月の属する年度（事業の利用があつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税を課されない者である場合における当該申請者）又は市長が利用料を納めることが困難と認めた者 別表に定める事業費単価

- (2) 前号に該当する者以外の者 別表に定める事業費単価に100分の90を乗じて得た額

- 3 第10条の規定にかかわらず、前条の報告書の提出があつたときは、市長は、申請者が事業者を支払うべき利用料について、給付金として当該申請者に支給すべき額の限度において、申請者に代わり、事業者を支払うことができる。この場合において、申請者は、前項各号に定める区分に応じ、利用料から当該各号に定める額を控除して得た額（以下「利用者負担額」という。）を事業者を支払わなければならない。

4 前項前段の規定による支払があったときは、申請者に対し給付金の支給があったものとみなす。

5 市長は、事業者から第3項前段の規定による支払の請求があったときは、書類及び必要に応じて行う実地調査により審査の上、支払うものとする。

6 事業者は、第3項前段の規定による支払を受けた場合は、申請者に対し、当該申請者に係る利用者負担額を通知しなければならない。

7 事業者は、申請者から利用料の支払を受けた場合は、当該利用料に係る領収証を当該利用料を支払った申請者に対し交付しなければならない。

(不正利得の徴収)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段によりサービスの提供を受けた者があるときは、その者から、事業に係る給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市長は、事業者が、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたときは、当該事業者に対し、当該支給した額を返還させることができる。

(秘密の保持等)

第14条 事業に従事する者は、利用者及びその世帯のプライバシー等、業務上知り得た個人の情報を在職中及び退職後においてもみだりに他人に知らせてはならない。

2 事業者は、事業に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止を図るとともに、利用者に対する虐待防止など適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の七宝町訪問入浴サービス事業実施要綱（平成19年七宝町訓令第10号）、美和町地域生活支援事業実施要綱（平成18年美和町告示第18号）のうち訪問入浴サービス事業に係る規定又は甚目寺町訪問入浴サービス事業実施要綱（平成18年甚目寺町要綱第31号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年告示第57号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第56号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第116号）

この告示は、公示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年告示第168号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第45号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第25号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第168号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年告示第21号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第53号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の各告示の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年告示第49号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第10条、第12条関係）

区分	事業費単価（1人、1回当たり）
利用料	12,600円